

岩手県告示第 35 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 1 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 281 号
- 2 供用開始の区間
  - (1) 久慈市山形町川井第 6 地割字沼袋 29 番 2 地先から 17 番 1 地先まで
  - (2) 久慈市山形町川井天狗森山国有林 169 林班る地先内
  - (3) 久慈市山形町川井天狗森山国有林 169 林班り 2 地先内
  - (4) 久慈市山形町川井第 4 地割字外山 48 番 128 地先内
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 16 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 久慈地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 19 年 1 月 16 日から同年 2 月 16 日まで